

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

号外(二) 令和元年十二月二十七日

告示

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三美術館長の部一の項中「と」という。の下に「及び岐阜県美術館管理規則(令和元年岐阜県規則第八十九号。以下この項中「規則」という。)」を加え、同項中第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

- 1 条例第三条第二項の規定により特別観覧料の額を定めること。
 - 2 条例第四条第一項の規定により展示室等の使用の許可をすること及び同条第四項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付けること。
 - 3 条例第五条第一項の規定により展示室等の使用者に対して管理上必要な指示をすること。
 - 4 条例第五条第二項の規定により展示室等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。
- 別表第三美術館長の部一の項に次の十五号を加える。
- 8 条例第八条第一項第三号の規定により遵守事項を指示すること。
 - 9 条例第八条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) ときは翌日

令和元年十二月二十七日

行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。

10 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は閉館すること。

11 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は閉館する旨を掲示場に掲示すること。

12 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入室を制限すること。

13 規則第四条第二項の規定により展示室等利用承認通知書又は展示室等利用不承認(取消・停止)通知書を交付すること。

14 規則第五条第一号の規定により触れることができる美術品等を決定すること。

15 規則第五条第四号及び第九条第五号の規定により遵守事項を指示すること。

16 規則第六条第一項の規定により美術品等の模写等を許可すること及び同条第二項の規定により美術品等模写等許可書を交付すること。

17 規則第七条第二項の規定により美術品等の貸出しを許可すること。

18 規則第七条第三項の規定により美術品等貸出台帳に登載すること及び美術品等貸出許可書を交付すること。

19 規則第八条第一項の規定により美術品等の貸出期間の特例を認めること。

20 規則第八条第二項の規定により美術品等の返還を求めること。

21 規則第十条の規定による美術品等借用書の提出を受けること。

22 規則第十一条の規定により寄託又は寄贈を受けること。

別表第三現代陶芸美術館長の部一の項中「と以下に」及び岐阜県現代陶芸美術館管理規則(令和元年岐阜県規則第九十号。以下この項中「規則」という。)を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 条例第三条第二項の規定により特別観覧料の額を定めること。

別表第三現代陶芸美術館長の部一の項に次の十四号を加える。

5 条例第五条第一項第三号の規定により遵守事項を指示すること。

6 条例第五条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。

7 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は閉館すること。

8 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は閉館する旨を掲示場に掲示すること。

9 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入室を制限すること。

10 規則第四条第一号の規定により触れることができる美術品等を決定すること。

11 規則第四条第四号及び第八条第五号の規定により遵守事項を指示すること。

12 規則第五条第一項の規定により美術品等の撮影等を許可すること及び同条第二項の規定により美術品等撮影等許可書を交付すること。

13 規則第六条第二項の規定により美術品等の貸出しを許可すること。

14 規則第六条第三項の規定により美術品等貸出台帳に登載すること及び美術品等貸出許可書を交付すること。

15 規則第七条第一項の規定により美術品等の貸出期間の特例を認めること。

16 規則第七条第二項の規定により美術品等の返還を求めること。

17 規則第九条の規定による美術品等借用書の提出を受けること。

18 規則第十条の規定により寄託又は寄贈を受けること。

別表第三図書館長の部一の項中「と以下に」及び岐阜県図書館管理規則(令和元年岐阜県規則第九十一号。以下この項中「規則」という。)を加え、同項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

1 条例第二条第一項の規定により研修室等の使用の許可をすること及び同条第四項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付けること。

2 条例第三条第一項の規定により研修室等の使用者に対して管理上必要な指示をすること。

3 条例第三条第二項の規定により研修室等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。

別表第三図書館長の部一の項に次の十四号を加える。

7 条例第六条第一項第六号の規定により遵守事項を指示すること。

8 条例第六条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。

9 規則第二条第一項第四号の規定により図書館資料の点検に必要な期間として休館日を定めること。

10 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は閉館すること。

11 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は閉館する旨を掲示場に掲示すること。

12 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入館を制限すること。

13	規則第四条第二項の規定により利用規程を定めること。
14	規則第五条（規則第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により貸出しの手続を定めること。
15	規則第六条第二項の規定により読書活動支援資料の貸出しを認めること。
16	規則第七条第二項ただし書の規定により同項各号に定める日から利用申込書を提出することを認めること。
17	規則第七条第三項（規則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により承認済の印を押印したものを交付すること。
18	規則第七条第四項（規則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利用不承認（取消・停止）通知書を交付すること。
19	規則第九条第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同条第二項の規定により損害賠償に関し必要な事項を定めること。
20	規則第十条の規定により入館又は図書館資料の貸出しを禁止すること。 別表第三博物館長の部二の項中「という。」の下に「及び岐阜県博物館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十二号。以下この項中「規則」という。）を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
1	1 条例第六条第二項の規定により特別に展示する期間の入館料の額を定めること。 別表第三博物館長の部二の項に次の二十五号を加える。
5	5 条例第七条第一項の規定により施設又は設備の使用の許可をすること及び同条第二項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付すること。
6	6 条例第八条第一項の規定により施設又は設備の使用に対して管理上必要な指示をすること。
7	7 条例第八条第二項の規定により施設又は設備の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。
8	8 条例第十条第一項第三号の規定により撮影、模写、模造等の行為の許可をすること。
9	9 条例第十条第一項第四号の規定により遵守事項を指示すること。
10	10 条例第十条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。
11	11 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。

12	規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を掲示場に掲示すること。
13	規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入館を制限すること。
14	規則第四条第四項の規定により博物館利用承認通知書又は博物館利用不承認（取消・停止）通知書を交付すること。
15	規則第五条第二項の規定により資料の館外貸出しを許可すること及び同条第三項（規則第六条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可又は承認に管理上必要な条件を付すること。
16	規則第五条第四項ただし書の規定により資料の貸出期間の延長を認めること。
17	規則第五条第五項の規定により博物館資料貸出台帳に登載すること及び博物館資料貸出許可書を交付すること。
18	規則第五条第六項（規則第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。
19	規則第六条第一項の規定により資料の特別利用を許可すること。
20	規則第六条第二項の規定により博物館資料特別利用許可書を交付すること。
21	規則第七条第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同条第二項の規定により損害賠償に関し必要な事項を定めること。
22	規則第八条第二項前段の規定により資料の受納を決定すること及び寄附資料受納書を交付すること。
23	規則第八条第二項後段の規定により寄附資料台帳に登載すること。
24	規則第八条第四項の規定により資料の寄附の手続の全部又は一部を省略すること。
25	規則第九条の規定により資料寄託契約を締結すること。
26	規則第九条ただし書の規定により所有者等と協議すること。
27	規則第十条第一項の規定により資料の寄託を承認すること。
28	規則第十条第二項の規定により資料保管書を交付すること。
29	規則第十一条第二項の規定により寄託資料を返還すること。 別表第三高山陣屋管理事務所長の部に次のように加える。
1	1 規則第一条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。
2	2 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を公衆の見やすい場所に掲示すること。
1	1 岐阜県高山陣屋管理規則（令和元年岐阜県規則第九十二号。以下この項中「規則」という。）

という。)の施行に
関する事務

3 規則第三条第二項の規定により開場時間を変更し、
又は入場を制限すること。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二美術館の表一の項中「昭和五十七年条例第二三三号」の下に、「以下この項中「条例」という。」及び岐阜県美術館管理規則(令和元年規則第八九号。以下この項中「規則」という。)を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 条例及び規則の施行に関する事務

別表第二現代陶芸美術館の表一の項中「平成二三年条例第三七号」の下に、「以下この項中「条例」という。」及び岐阜県現代陶芸美術館管理規則(令和元年規則第九〇号。以下この項中「規則」という。)を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 条例及び規則の施行に関する事務

別表第二図書館の表一の項中「平成二三年条例第四〇号」の下に、「以下この項中「条例」という。」及び岐阜県図書館管理規則(令和元年規則第九一号。以下この項中

「規則」という。)を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 条例及び規則の施行に関する事務

別表第二博物館の表一の項中「昭和五一年条例第八号」の下に、「以下この項中「条例」という。」及び岐阜県博物館管理規則(令和元年規則第九二号。以下この項中「規則」という。)を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 条例及び規則の施行に関する事務

別表第二高山陣屋管理事務所の表一の項中「昭和五五年条例第二二二号」の下に、「以下この項中「条例」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 条例の施行に関する事務

別表第二高山陣屋管理事務所の表一に次のように加える。

<p>二 岐阜県高山陣屋管理規則(令和元年規則第九三号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>1 規則の施行に関する事務</p>	
--	----------------------	--

附 則

この訓令は、令和二年一月一日から施行する。

令和元年十二月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社